

掛川市規則第10号

掛川市特定非営利活動促進法施行条例施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年3月22日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市特定非営利活動促進法施行条例施行細則の一部を改正する規則

掛川市特定非営利活動促進法施行条例施行細則（平成25年掛川市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「公告」を「公告等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定によるインターネットの利用による公表は、市ホームページへ掲載することにより行うものとする。
- 様式第17号（裏面）中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。